「もしも」の場合に備える年金があります

◎高齢になったときは「老齢基礎年金」

原則として65歳から受給できる年金です。（受給開始年齢の繰上げ・繰り下げ制度がありますので詳細はお問い合わせください）

▷年金額　772,800円

※上記の額は20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合の額です。未納や保険料免除などの期間がある場合には、その期間に応じ減額されます。

▷老齢年金を受けられる方

①～⑤の合計が25年以上の方です。

①国民年金保険料を納めた期間

②厚生年金・共済組合に加入していた期間

③第３号被保険者として届け出済みの期間

④保険料を免除されていた期間や学生の保険料納付特例期間、保険料納付猶予期間

⑤加入が任意とされていたため加入しなかった期間や海外在住期間

◎障がいが残ったときは「障害基礎年金」

初診日に被保険者であった人、または日本に居住し被保険者資格を喪失した60歳以上65歳未満の人が、病気やけがで障害等級が１級または２級に該当するときに受けられる年金です。また、20歳未満のときに医師の診断を受けた人は、20歳になったときに年金を受けることができます。

※初診日とは、障がいの原因となった病気やけがで初めて医師の診断を受けた日です。

▷年金額　障害等級▶1級…966,000円▶2級…772,800円

※子がいる場合、子の人数に応じて加算があります。

▷障害基礎年金を受けられる条件　初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち保険料の未納期間が３分の１以上ないこと

※初診日が平成38年３月31日までにある場合は、初診日の前日において65歳未満で、初診日のある月の前々月までの１年間に保険料の未納期間がなければ年金を受けることができます。

◎遺族になったときは「遺族基礎年金」

国民年金に加入している人が亡くなった場合に、その亡くなった人によって生計を維持されていた、子のいる配偶者または子が受けられる年金です。

▷年金額　▶配偶者…995,200円（子が１人いる場合）▶子１人…772,800円

※子が複数いる場合、子の人数に応じて加算があります。

▷遺族基礎年金を受けられる方　死亡日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が３分の１以上ない人の子のいる配偶者または子です。

※死亡日が平成38年３月31日までにある場合は、直近１年間に保険料の未納期間がなければ年金を受けられます。また、亡くなった方が老齢基礎年金を受けられる方か受けている方であれば、保険料納付要件はありません。なお、上記の「子」とは、18歳になって最初の年度末までの子、または20歳未満で障がいのある子のことをいいます。

◆問い合わせ　町町民課住民記録係（☎82－3111内線123）へどうぞ。

公表　町長交際費と旅費・食糧費の執行状況

町では、より公正で透明な町政を運営するため、四半期ごとに町長交際費と旅費・食糧費の執行状況（支出額）を公表しています。今号では平成26年度予算（一般会計、特別会計、水道事業会計）の第１・四半期（４月１日～６月30日）についてお知らせします。町長交際費は、町長が行政執行上に必要な外部との交際に要する経費で、主なものは各種総会・大会などのお祝い金です。

なお、四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

◆町長交際費の執行状況

項目	件数		支出額（千円）	
	当期分	累計	当期分	累計
総会・大会などの祝い金	33	33	215	215
会費・負担金	5	5	46	46
寸志など	0	0	0	0
激励金	0	0	0	0
見舞金	0	0	0	0
折衝・懇談	2	2	9	9
香典	0	0	0	0
土産品	0	0	0	0
合計	40	40	270	270

◆旅費・食糧費の執行状況

（単位：千円）

課名	旅費		食糧費	
	当期分	累計	当期分	累計
総務課	4,058	4,058	239	239
企画財政課	18	18	6	6
復興推進課	43	43	0	0
税務課	41	41	0	0
農林課	63	63	0	0
水産商工課	222	222	40	40
町民課	123	123	7	7
国保介護課	39	39	0	0
健康福祉課	141	141	71	71
建設課	117	117	0	0
用地課	37	37	0	0
上下水道課	104	104	0	0
消防防災課	44	44	180	180
議会事務局	472	472	6	6
選挙管理委員会事務局	7	7	0	0
監査委員事務局	13	13	0	0
農業委員会事務局	176	176	0	0
学校教育課	160	160	3	3
生涯学習課	402	402	0	0
合計	6,278	6,278	552	552